平成２８年（フ）第８３４６号
東京都杉並区高井戸西１丁目12―１　浴風園
債務者　緑川　知子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３５１号
東京都世田谷区給田３丁目14―12―107
債務者　川島信太郎
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３５３号
東京都杉並区高井戸西３丁目15―２―106
債務者　前野　朋子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３５４号
東京都江戸川区北小岩３丁目３－８　メゾン・ド・ＳＫ201
債務者　榎本　優美（旧姓大和）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３５５号
東京都品川区西五反田８丁目10―４―211
債務者　相澤　昌子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３５７号
東京都清瀬市中里３丁目909―107
債務者　金城　　歩
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３６０号
東京都江戸川区北小岩６丁目15―18―203
債務者　関根　康剛
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１９号
静岡県焼津市五ケ堀之内412番地　パークホームズ弐番館205、旧住所静岡県志太郡大井川町下江留844番地の７
債務者　児玉　勇一
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７３６号
大阪府豊中市千成町２丁目２番46号、住民票上の住所大阪市淀川区木川東２丁目15番23号サンハイツ102号
債務者　佐渡山杏美
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８４１号
大阪府高槻市辻子１丁目２番３号　レオパレスＷＩＮＧ201号
債務者　河田　優恵
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４４号
静岡県浜松市東区植松町268番地の１ビレッタ第２浜松112号室
債務者　田邉　正男
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４６２号
静岡県浜松市中区和合町220番地の192　レオパレス21クラージュ201号
債務者　鈴木美代子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８３３１号
東京都大田区萩中１－５－20　コーポコーセー１階、住民票上の住所神奈川県大和市西鶴間６丁目30―12　西鶴間ＫＩガーデンズ弐番館101
債務者　山本　達也
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３４２号
東京都大田区大森中３丁目22―12―204
債務者　密山善泰こと　朴　　善泰
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７５号
岡山県和気郡和気町佐伯541番地54
債務者　須藤　美佳
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部